

第73号(第93条関係)

第 号

保管業務廃止等命令書

年 月 日

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第3項 の規定により、以下のとおり
第10条の8の2第3項

猟銃等 の保管の業務を 廃止
クロスボウ の保管の業務を 停止 することを命ずる。

保管業者	名 称	
	所 在 地	
命 令 の 内 容		
業 務 の 廃 止 又 は 停 止 を 命 ず る 理 由		

- 備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。